

こ成基第154号
令和7年7月29日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 保育主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

保育士特定登録取消者管理システムの活用の徹底等について（依頼）

保育施策の推進につきましては、日頃より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化され、保育士を任命又は雇用しようとする者は、特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）を活用することが義務付けられました。

当該データベースに関する規定は、令和6年4月1日から施行されており、データベースの運用開始から1年が経過したところです。

データベースに係る各自治体・関係施設・事業者等における対応については、これまで、保育士特定登録取消者管理システム説明会（令和6年1月31日開催）をはじめ、直近では「保育士特定登録取消者管理システムに係る業務マニュアルの改正について（周知）」（令和7年3月31日付こ成基第47号）等により、データベースの適切な活用等についてお知らせしてきたところですが、改めて、データベースの活用について一層の徹底を図っていただきたく、別添の施設・事業者を所管する関係各課及び管内の各施設・事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

仮に、未だデータベースの利用者登録等をしていない施設・事業者がある場合には、「保育士特定登録取消者管理システム 業務マニュアル」を参考に迅速にご対応いただきますよう、お願いいたします。御不明な点がある場合には、下記の問い合わせ先に御連絡ください。

また、今後、関係施設・事業者等を対象に、データベースの利用者登録及び活用状況等に関する調査を実施する予定ですので、予めご承知おきください。

最後に、児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならないことです。

「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年3月27日付厚生労働省こども家庭局長通知（最終改訂：令和7年3月25日））の内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう、改めてお願いいたします。

【問い合わせ先】

データベースの使用方法や技術的なお問い合わせについては、以下のヘルプデスクにご連絡ください。

(保育士特定登録取消者管理システム ヘルプデスク)

※ 対象施設・事業者の皆様には自治体を経由してご案内させていただいております。

担 当：こども家庭庁成育局
成育基盤企画課保育士対策係

対象施設・事業一覧

施設・事業名	根拠法令
児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）	児童福祉法第6条の2の2第2項
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項
一時預かり事業	児童福祉法第6条の3第7項
家庭的保育事業	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業	児童福祉法第6条の3第13項
乳児等通園支援事業	児童福祉法第6条の3第23項
一時保護施設	児童福祉法第12条の4
病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）	児童福祉法第20条第1項
乳児院	児童福祉法第37条
母子生活支援施設	児童福祉法第38条
保育所	児童福祉法第39条第1項
児童養護施設	児童福祉法第41条
福祉型障害児入所施設	児童福祉法第42条第1号
医療型障害児入所施設	児童福祉法第42条第2号
児童発達支援センター	児童福祉法第43条
児童心理治療施設	児童福祉法第43条の2
認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む、届出対象の施設。保育士を任命・雇用して行うものに限る。）	児童福祉法第59条の2
預かり保育（子ども・子育て支援法に基づくもの）	子ども・子育て支援法第7条第10項第5号
認定こども園（全類型）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項